烈

祖

成

績

序

## 烈祖成績序

神 祖  $\overline{\phantom{a}}$ 家 康) 参 遠  $\overline{\phantom{a}}$ 参 河 • 遠 江 に 龍 興 す。 反 乱 を 平らげ 妖 気ふん を 掃 き、 生 民 を 塗炭 ょ

IJ 救 ひ、 以 て 盤 石 の 基 を 建 つ。 文 徳 武 功 輿ょ 誦 に 播 げ 方 策 に 布の ぶ 世 の 人 の こ と ば ゃ

書 に の ベ 5 れ て しし る 〜。 に 是 れ 諸 記 所 載 の 如 し。 各のおの 其 の 見 聞 す る 所 を 伝 皆 実 事

莫 な

略 を 記 差 す 誤 無 る **ふきこと能** に 非 ざる は は ず。 ر ا 神 祖 而 の L て 時 見 今 る を 所 距☆だ 異 つること僅 有 ) (1 聞 < か 所 百 同 年、 じ か 5 而 ず。 L て 諸説 其 の 記 紛 紛 紛 間、 لح 詳

て、 統 す る 所 無 し。 豈 に 重 な 5 ざる ゃ。 惜 L むべ b 我 が 成 公 水 戸 藩 主 兀 代 徳

Ш 宗 堯 ્ 励れいせい 治 を 図 ı) 祖 宗 の 風 烈 人 柄 と手 柄 を か 欽 仰 ・ す。 臨 政 の 睱 に 侍 臣 を て

近 世 諸 記 を 読 ま L め、 神 祖 の 事 に 至 る。 最 も 深 < 意 を 致 す 何ふ ... 僚、 安 積 覚 字 まざな 子 先 は

しゅくはくこう 宿 博洽( 学 問 が 有 IJ 徳 望 の 高 しり 人 近 世 軍 記 に 最 熟 す。 公命じ 7 神 祖 の 事 業 を 彙 纂 (集

め 分 類 編 集す る ) 書 を 勒させい ) 調 整 U て 刻 む せ し む。 子 先 遂 に 群 籍 を 参 を 敷 厳 し <

調 ベ る 閲 す ること 数 年 に L て 脱 稿 す。 凡そ十 有 五 巻。 起 筆 の 初 め — 巻 を 録 L

止 を 取 る (編集に つ L١ て 公 の 許可 を受ける)。 体 裁 称しょう 旨、 名を 烈<sup>れっ</sup>祖 そ に 成 績 き ع 賜 わ る。 其

進 為な 天がんだん 元がん 和な の

書 を す ゃ。 起 こし ま で とす。 凡 そ 神 袓 の 謀 議 挙 動 は 神 智 妙 算 な IJ

に 年 月 を 繋な ぎ、 **粲**がせん لح て 叙 す る 有 را 諸 記 載の す る 所 参 to 互 考 索 す。 稗編叢書、

捜<sup>そ</sup>うのこ る 弗な し。 浮ふ 華ゕ を 刊げず 1) 闘けつりゃく を 補 رگر ° 差 は 之 を 訂 U 誤 は 之 を 弁 ず 関 係 す る

所 有 る に 至 れ ば 則 ち 間 に 論 述 を 加 رگر ° 考 え 拠 きょ 精 確 引 証 詳 明 な زا 是 に 於 L١ て **鄕**さ 同き 者に

紛 紛 た る 者 統 す る 所 有 IJ 而 L て 神 祖 の 盛 徳 偉 略 歴 Þ لح L て 覩み る ベ 実 に

代 の 実 録 た る に 足 る な زا 鳴ぁ 呼 ぁ 公 の 是 = の 書 を 纂 á せ L む る 所ゅ<sub>えん</sub> は、 遺 範 を 見

此 に 取 則 せ h لح 欲 す れ ば な 1) 0 其 の 励 精 治 を 义 る の 意 **固** 등 ょ IJ 言 を 待 た ず L て 知

る 而 U て 子 先 克ょ < そ の 旨 を 奉 じ 纂 述 の 功 を 成 す は 其 の 将 順 そ の 通 IJ に 従 つ て

行う) 翼 賛 力 を 添 え て 君 主 を 補 佐 する) の 実、、 亦⇟ た 掩ぉ ふ ベ からざる 者 有 IJ 、 あ ŧ 5 かだ)。

蓋 ば し 成 公 の 志、、 人 に 君き た る の 徳 な را 子 先 の 勉 奉 上 の 誠 な را 君 臣 道 合 ひ 此

に 盛 一学 有 زا 豈 に U か らざら h せ な h لح す ば 5 L l١ で は な しし か  $\searrow$ 今 茲 : に 繕 写 L て 新

就 す。 廣(私は)命を奉じ、 書の成る所以を述べ、以て之を序と為す。

享保十七年壬子臘月(陰暦十二月・極月)之吉(「t≡ニン あうげつ

水戸府 \* 大井廣謹書

\* 大 井 廣 II 大井松 日本史叙』を代作する。
「皇保十八年(「七三三)没(五十八歳)まで総裁を務める。藩主綱條の『大字保十八年(「七三三)没(五十八歳)まで総裁を務める。藩主綱條の『大水戸の修史事業に携わる。宝永四年(「六九六)大串雪瀾に推挙されて八井松隣(貞広。京都出身。元禄九年(「六九六)大串雪瀾に推挙されて

### 烈 袓 成 績 序

春 秋 中 玉 の 史 書。 ま たそ こに 書 か れ た 時 代) の 義 、 尊 王 為大。 玉 朝、 神 武 天 皇 の 鼎 都

を を 橿 原 宮 に 定 め て ょ 1) 列 聖 相 承 天 でんこう に 代 は IJ て 万 機 を 理ぉ む 天 に 代 わ つ て

艫s 天 下 列ねっ の 政 治 を す る  $\smile_{\circ}$ 律 令 格 式 の 設 刑 賞  $\overline{\phantom{a}}$ 功 無 き を 庶は 退 続 は き か ん け 功 有 熙 き る も の を 登 用 す る の 典

績 遺 る 無 L へ 秩 序 正 しく上から下へすべて伝えられ た。 迨ょ (すべて 紐覧 に お しし τ 多 < の 功

む) が あ が る )、 威 権 下か 天 移ぃ 叙 天 す。 秩、 遂 に 粲 陪 然 臣 とし を L て て 乱 玉 れ 命 ず。 を 執 中 5 葉 に L む 臣 び 下 皇 の 綱 下 の 家 解 来 が 天 玉 子 政 治 を ح 世 る。 が ゅ 下 る

上 の 世 ۲ な る  $\searrow$ 君 を 視 る こと弁髦 つ ま 5 な l١ も の の 如 ١ 足 利 氏 覇は 府ふ を 京けれ 師し に

開 剋 < لح 雖 も、 権 臣 に 逼 t ı) 其 の 哺ほ 乳にゅう を 仰 ぎ  $\overline{\phantom{a}}$ 恵 み を 欲 U が る 身 且ま に 庇がば ふ 能た は ず。 焉ゖ

< h ぞ -能ょ く 王 を 尊 ぶ を 得 んや。 **唯**ただ に 尊 ぶ 能た はざる の み な らず、 又 従 ひ て之を 侵 ん 軟っ す。

<del>鐘</del> 簾 簴 設 け ず、 簿ほ 久 < 廃 す 立 派 な 鍾 の 台 は 設 け ず、 天 子 の 行 列 も 永く 行 わ れ な しし 公

卿 星 散 妃ぃ が 対 が か へ い 転、 黍しょ 離 り ばくしゅう 麦秀 の 歎 亡 玉 の 歎 き。 都 の 跡 が + ビ 畑 麦 畑 に な る の を 見 。 る ) に 幾ヶ

而 して乱臣 賊子、 踵ず を 接 し相望む。 応仁以 来 ・ 板 湯 極

乎ゕ し。 へ 乱 世) ま れ را 右 大臣

織 田 公、 関 白 豊 臣 公、 粗奶 尊 王 を 知 る لح 雖 も、 誠 心 ょ IJ 出 づ る に 非 ず。 反え IJ て 其 の

私たくし を 営 み、 皆 観 る に 足 る 無 き な را 神 祖 の 英 武 間 <sup>ひそか</sup> に 出 づ。 謀 略 神 の 如 四 方

の

乱 を 戡 かんてい (平定) L 億 兆 を が が が が が で き ょ IJ 極く ふ 真 勇 、 大 高 の 城 守 に **章**がきた か な را 大

長<sup>ながくて</sup> の 野 戦 に 伸 હોં 馬 广 書 を 購 ヾ 儒学 を 興 隆 す。 天 下 大 定に 及 び、 首 と し て

諸 侯 を L て 王 事 に 服 せ L む。 禁ん 関っ を営 繕 宮垣を修築す。 膏っ 腴ゥ へ 地 味 の 良 L١ 土 地

を 奉 IJ 以 て 祭 祀 を 豊 か に す。 廃 典 を 起こ ŕ 以 て 旧 規 を 復 す。 廩禄 りんろく を 公 卿 に 優 に

湯 沫 を 妃 嬪 に 頒か つ。 四 海 · 燧 **燧 ഗ** 警 戦 の 狼 煙 を 警 戒 す る ) 無 ١٥ 而 て 黎元の  $\frown$ 万 民

枕 を 泰 Щ の 安 き に **奠** ぉ **<** 又 関 白 藤 原 公 ع 法 制 を 議ぎ 定じょう す。 綱挙目張、 朝 廷 **肅穆** 大

綱 5 ず 細 目 ゃ が 整 な ľί Ь لح 朝 ま 廷 あ は 大で 穏 ゃ は か な に しし なる)。 か  $\smile_{\circ}$ 先 遂に 君 成 永 公、 世 不 臣 覚 易 の に 重 命 じ 典 を為 神 袓 す。 の 事 尊 王 跡 を の 編 学 、 次 せ 亦⇟ L た 大 む。 顧み な

る は 惟だだ 神 袓 度 量 の 閎 信 義 の 篤。 仁 以て基を立 て、 智 以 て 衆 を 馭ぎょ す。 英 雄 を 延欖 味

方 に 引き入れる)し、 能ょ < \_ 統 の業を成す。 臣 の 庸 虚 : 謝もん 劣れっ へ 取 り 柄が なく 浅オだ)、 豊 ぁ に

< 其 の 選 に 応 ず る を 得 h 自 分 な IJ に ょ む <u>)</u> ゃ。 然 る に 君 命 重 き に 至 ij 辞じ 避ぃ す る 能 を

得 ず。 退 き て 近 世 の 諸 書 を **蒐** 索 ŕ 訳 以 て 之 を 綴 る。 而 し て 載 籍 率 を 備 ^ ず 、 闘 略 に は の りゃく

多 し。 野ゃ 録る 叢 説 真 偽 相 半 ば す。 異 同 を 折 衷 U 遺 落 を 捃ぃ ょ た き す  $\overline{\phantom{a}}$ ひ 3 L١ 集 め る

に 本 書 原 典) の 有 る 所 に 従 ひ て、 敢 ^ て 毫ゔ も ほ Ь の 少 し も 縁 飾 せ ず。 故 に 其 の

文、 質 に L て 俚 な IJ 朴 に L て 陋ぅ な را 努 め て 核 実 を 使 ひ、 以 て 史 臣 の 采 択 に 備

ふ る の み。 君 臣 父 子 に 於 ١J て、 彛ぃ 倫か 入 の 道 叙 す る 攸芸 将 帥 偏介 神ぴ 安 危 繋 < 所 に

至 れ ば 則 ち 間 に 己 の 意 を 付 以 て 之 を 提り 撕せい は っ ŧ IJ わ か 5 せ る ) L 亦 た 観 る

者 に 注 意 せ h لح 欲 す る な زا 響 さ 同 者に 試 み に 巻 を 撰せん L 以 て 進 止 を 取 る。 公、 之 を

覧 じ て 曰 は Ź 可 な IJ ځ 名 を 賜  $\mathcal{O}$ 7 烈 祖 成 績 لح 日い ふ 太 申 曰 は Ź 乃 だぃ (ここで は

尊 称 烈 祖 を 視 る に 時 ک ال て 予ょ 怠り 無 L  $\overline{\phantom{a}}$ 少しも 怠ることが な しし ے 君 牙 曰 はく、 乃だい 祖

乃だい 父 の 世 を 惟ぉ ふ に 忠 貞 に 篤 Ź 王 家 に 服 労 す ځ 其 れ 成 績 太 常 常 に 紀る す 有 را

の 義 蓋<sub>だ</sub> し 諸 此 れに取るなり。 いくばくもなくして 何 公 薨 י) **悲**で 嗚 咽。 巻 を 廃するに至

1) 其 て、 之を 嗣 君 に 献 じ、 以 7 公 の 志 を遂げ h と 欲 す。 臣 一残喘 幾 も 無 L へ 余 命 は 少 な

l١ 唯 だ . 旦 たん 暮 朝 夕 ) 地 に 入 る を 恐 る。 故 に ・ 兼ってい へ 急 Ć, 日で二 日 分 す す む 功 を 課

夜 以 て 昼 に 継 凡 そ 寒 暑 を 五 閲えっ  $\overline{\phantom{a}}$ 数える) し て 成 る。 釐り 正世 ㅎ ち Ь لح 纏 め る +

五 巻を 為す。 繕 写 て進呈 す。 僭 越 の 罪 既 に 追が る ۷ 所 無 < L て、 踈← 謬 の 責、 深

< 幾でし を 胎 ですを 表 ま ま そ る。 矧ねん や<sup>~</sup> 夫 そ れ 神 袓 基 業の大、 観ら 縷s (細 か < 破 れる) すべからず لح

も、 文 教 武 徳、 号 を 発 U 令を 施 す、 に 仁 を 以 て 本 غ 為す。 故 に 恵沢八荒 世 界

中) を 被ぉ ひ、 福く 作ぇ 万 世 に 流 る。 臣 私 の 瑣 ð 微で 非 力  $\prec$ 豈 に 敢 て 管窺蠡測 狭 l١ 視 野

で 大 ₹ な も の を 見 る ) U 7 盛 業 を 闡 tb んよう ( 明 5 か に す る **つ** せ h ゃ。 唯 だ 尊 王 の 義 を 繹ぇ き 吟 味

す る 以て巻首 に 弁ずるの み。 尊 王 は太平 の 基 を 開 き、 義 公( 水 戸 . 光 圀 肅 公 水

戸 綱 條 の 士 無 知 の 人 を 訓論的 する )所以 な را 臣 亦 た 竊ひる か に 聞 くに . 与 か る 謙 遜 表

現。 遠 < の 席 で 聞 ㅎ 協 力 す . る )。

雖

# 享保十七年歳次壬子臘月穀日(吉日)(「セミニ)

\* 臣安積覚拝手稽首謹叙

\*

臣安積覚=水戸藩士。この『

烈祖成績』

の著者。

## 烈祖成績序

我 が 水 府 成 公、 嘗 て 府 臣 安 積 覚 に 命じ、 群 書 を採択 せ し ಭ 神 袓 の 紀 に 徴 す る あ

5 わ す は 録 L て 烈 祖 成 績 لح 為 す。 年 を 歴^ て 成 る。 頼 寛 私 乃 ち 得 与 **寓**ぐうもく す。 頼 寬

幼 < て 外 伝 に 就っ き、 既 已 に て 玉 家 治 平 を 習 聞 す。 神 祖 の 功 業 に 与ぁず か れ تع も、 然か

る 童 心 に 未 だ 審まれ 6 か な らず。 其 の 故 に 謂も ふ 古 亦 此かく の 如 ځ 志 学 + 五 歳 に

至 る に 及 び、 乃 ち 益ますます 国 史 · 野ゃ 乗じょう の 録 す る 所 を 読 み、 然 る 後 に 其 の 詳 を 歴 観 す。 蓋 だ

し 吾 が 東 方 載され 籍 tt き 以 来二千 有 余 年。 其 の 間、 盛 衰 善 敗 多 か 5 ず لح 為 さ ず。 而 し て

天 運 歴 数 の 帰 す る 所 至 治 ち 和 平 の 成 る 所 実 に 未 だ 嘗 ティ 今ぃ 時⇟ ょ 1) 盛 h な る 者 有 5

ざ る な را 今 又 <sup>\*</sup> <sub>t</sub> 此 の 録 の 詳ぉ゙ 5 か に す る 所 を 仰 ぎ 観 る に、 自ずか 5 夫 れ 聡 明 神 武 以 て 乱

を 遏と め 四 方 を 略  $\overline{\phantom{a}}$ 奪 しし 取 る  $\overline{\phantom{a}}$ U 兆 民 に 丕 ひ 一 応<sub>う</sub> す (万民 に ゅ っ たりと 対 する)。 <u></u> に 率さっ 俾ぴ す

る ゃ そ の 時 が 来ると)、 大 統  $\overline{\phantom{a}}$ 権 カ ) 既 に 集 ま 1) 以 て天下 を 創 制 す。 乃 ち 諸 侯 を 選

建 百姓い た底級のでいすい へ 落 ち 着 か せ る ) す。 昭 々 た る か 日 月 を 掲 ぐ るが 如 し。 三代 の 徳

て尚ふること無しと雖も、 豈に大ならざらんや。 爾じ 来的 国家 承 継 重 熙 き 然累 洽

へ 徳

有

以

· 皞 マ 如

る 君主が 次々と 位を継ぐ)、 今に 於い て期 民 ( 時 の 民) を し て ( 明 る く 朗 5 か な さま

た 5 太 平 の 域 は 夫 れ 厥々 の 孫 謀 を 台っ L 子 孫 の た め に ょ い 謀 を のこす)、 克ょ **汽く** 作船

子 孫 の 幸 せ を 昌 th かん す る に 非 ざる は 莫 L 盛 h に す る も の な の だ  $\searrow$ 則 ち 宜なべ な る か な も

つ ح も だ なあ)。 度 越 終 古(並 外 ħ た 偉業 が ず っと続く )、 今ぃ , 時 ≢ の 盛 を 致す な را 夫 れ 神 袓

の 基 とする 所、 国 家 の 5 承くる所、 既已 に して此 の 如 し。 我が 水府 の 若ご きは 乃 ち

分 物 胙 土(封土を与 تع える)、侯 を U て 東 t U む るに至 י) 亦 其 の 維ぃ 城じょう の 衛、 盤 石 の 固

以 て 其 の 度 世 を 謹 み て 蕃 はん 輔ぽ 補 佐 役) と為 る。 遂 に 又 其 の 親 親 両 親 の 恩 竉 秩ち 推

す 所 以 て 我 が 君 侯 に 及 ベ ば 則 ち 不 肖 若 頼 寛 尚 亦 幸 に て 定は世の の 職 を 奉 ず る を

得 孝 養 を 尽 < す立場 を 得る)、 以 7 国 籍 に 通 ず。 孰 <sup>た</sup>れ か 在 天 の 命 を 対 揚 せ ず U 7 尊 尊 の

忠 に 倣なら ふ 者 な 5 h ゃ。 是 れ、 豈 に 唯た だに頼寛等 の み なら h ゃ。 凡 そ 天 下 兆 民 百 姓 の

今 時 の 盛 に 遭 遇 す る 者、 皆爾り(そうだ)。 豈 に 唯 だ に 今 時 の み な 5 h ゃ **萬**斯し ねん

雖 も、 苟くも其 の沢を沾潤 する者、 皆 惟だに是れ 夫々 へ の 日 用 (生活) の み な 5

h ゃ。 知 らず して亦 た必ず謂ふ、 いにしえ 古 亦 此 の 如 し ځ 紀 載 有らざ れ ば 誰 か 能 く 夫 ₹ の

功 業 の 大、 明 徳 の 遠 を 与 り り 知 5 Ь ゃ。 則 ち 亦、 成 公の志と此 の 録と、 倶も に之 を 永

世 無 窮 に 伝 رگر ° 知 る ベ きな زا 頼 寛 乃 ち 敢 7 尊 奉 の 意 を 述べ、 以 て 其 の 端たん を 付

云ふのみ。

保甲寅春二月 (享保十九年)

享

\*守山世子源賴寬謹序

守 Щ 世 子 源 頼 寛 П とな こなる。 語藩が成 頼貞が煌 〈の父頼元は水戸藩主おいて二万石を領し.守山藩は陸奥国田村 成立した。 頼寛は将軍綱吉より前. 土徳川頼の郡、堂 は頼貞の世子。つまり守前記田村郡ほか二万石を一徳川頼房の四男。元禄十た藩。藩主は松平氏。初八郡、常陸国茨城郡・行

\*

参 河 基 業 は 道 甫 公 (清 康) に 盛 h に L て、 変 に 遭 L١ 中 衰 す。 道 幹 公( 広 忠) 恢い 復る の

功 有 IJ 故 に 公 の 事 を 述 忑 其 の 梗 概 を 見 る に 天文二十年に 至 ı) 方ま に

年 号 を 掲 げ 以 て 専ぱ 5 神 祖 の 事 跡 を 繋 **\** 

事

標

毎

に

其

の

出

処

遇たまたま

異

同

有

5

ば、

則

ち

諸

書

を

参か

繋がる

調

ベ

る

ŕ

其

れ

を

択ぇ

હોં

可

な

る

は

之

を

書

き

て、

下誤

は之を

訂

す。

複

す

る

者

削

る者併

存

ŕ

以

て

考

察

に 備 ふ

凡 そ 名がは 以 て 公 称 す べ か 5 ず。 然 る に 俗 間、 之 を 諱ぃ む を 知 5 <u>ਰ</u>ੱ 名 を 呼 び 公

لح 称 す る を 以 て 美 لح 為 す。 信 長 公 秀 吉 公 の 如 き は 是 な زا 是 れ 以 て 其 の

実 を 見 る こ と無 < 今 に 本 書 原 典、 諸 家 の 記 録 な ئے に 従 ふ に 如ぃ か ず。

凡 そ 将  $\pm$ 系 譜 有 زا 考 ず ベ き は 其 父 祖 を 略 書 L 以 て 家 世  $\overline{\phantom{a}}$ 家 の 尊 卑 地 位) を

見 る。 姓 名 称 号 を 更ゕ ふ ること有 る は 其 の 下 に 注

す。

凡 , そ 叙 任 の 諸 書、、 明 文 有 るは 皆 年 月を繋 ぎ、 之を 書く。 蓋 L 喪き 乱。 (世 が 乱 れ る )

の 世 王 室 振る は ず。 群 雄 官 爵 を 僭 称 す。 陪 臣 に 至 1) 亦 然 را 即 ち 如 。 。 神 祖

永 禄 九 年、 始 め て 従 五 位 下 に 叙 せ 5 れ 参 河 守 に 任 ぜ 5 る。 九 年 以 前 群 臣 安が

h ぞ 官 爵 有 る を 得 h せ 本 多 忠 勝 中 務 大 輔 に 任 ぜ 5 れ 榊 原 康 政 式 部 大 輔

に

任 ぜ 5 る る が 如 き は 天 正 + 四 年 に 在 IJ 皆 諸 書 追 書 す る 所 な را 列 玉 の 群

臣 濫り 冒ょう  $\overline{\phantom{a}}$ む ゃ み に多 しし 疑 ふ ベ < 無き は、 之 を 刪げず る。 真 偽 弁 ず ベ か

一に本書の有る所に従ひ、之を書く。

凡 そ 将 士 の 称 号 官 名 は 初 出 を 書 **<** 而 し て 下 の 皆之を省く。 쭈 す る に 及 び、

称 号 及 び 官 を 備ゔ ぶ さ に 書 き、 以 て 其 の 始 終 を 見 る。 然 る に 将 士 浩 繁 に L て、 点

検 に 称 号 を 失 ý 畳 出 する者 有 る を 恐 る。 义 同 時 に 同 姓 名 有 る は 松 平 家

忠三 人、 甚 太 郎、 主 殿 頭、 紀 伊 守 な را 松 平 康 親二人、 筑 後 守、 周 防 守 な IJ

酒 井 忠 勝二人、 宮 内 大 輔 讃 岐 守 な زا 称 号官 名を繋がざ れ ば 則 5 混 淆 弁 じ

らざる

は、

難 し。 故 に 備 書 し て之を別つ。

凡 そ 官 爵 は 姓 名 の 上 に 繋 <" が 定 式 な زا 慶 長 + 年の叙 仕货 に、 侍 従 下 野 守忠

吉、 上 総 介 忠 輝 لح 書 < が 如 き は 是 な را 井 伊 直 政 直 孝 父 子 は 井 伊 侍 従 لح 書

き、 吉 良 義 弥 は 吉 良 侍 従 لح 書 < が 如 き は 正 式 に 非 ざ る な را 然 れ تع も 当

時 称 す る 所 輒なわ ち ( そ の たびに) 改 むるを 得 ずし て、 皆本 書 に 従 ري د

戦 闘 の 事 実 伝 聞 ょ IJ 出づる者有 را 愛 憎 ょ IJ 出づる 者 有 زا 記 者不 に

付きんたく ること纔れ

て、

傳

会

推

測

す

る

 $\prec$ 

往

々

に

真

を

失

ιζι

魏

呉

の

合肥、

赤

壁

の

攻

戦

の

如

し。

孫 盛 異 乖ぃ 同 評 有 1) 盛 魏 此 武 の  $\overline{\phantom{a}}$ 曹 如 操 L لح 況 相 h 去 や、 神 祖 に の 七 世 + 余 距 年 ること百二十 載 籍 粗 備 に

今

を

つ

離

れ

ま

が

る

年、 是 非 貿 乱 (見えな ١J  $\prec$ 叢ャ 脞ㅎ (こまごま してまとまりが な L١ 重沓。 釐り 正识 改 正

を 加 ふ لح 雖 も、 未 だ 爽<sup>そ</sup> 誤ご (ニつに 割 れ る <u>)</u> を 免 か れ ず。 後 の 君子、 はいねがわ くは之を

鑑 裁 せ よ。

異孫争権末魏 □聞盛のが期呉 執を∥く支`の に多晋り配曹合 皿くのかし操肥 、集人えたが赤 更め。さ国支壁 にた歴れ。配の 執。史た合し攻 家激肥た戦 の ・戦・国= 上 部 三 。壁呉は国 、は中 に 幺 「がつく。 志 い同国 ず時漢 の れ代時 注 もの代 攻孫

### 烈祖成績目録

巻 之 一

起天文二十年(一五五二)終

永禄五年(一五六二)九月

巻 之 二

永禄六年(一五六三)

至十二年(一五六九)

巻 之 三

元亀元年(一五七〇)至

天正三年(一五七五)

巻之四

天正四年(一五七六)

至十年(一五八二)

巻之五

天正十一年(一五八三)

至 十七 年 (一五九〇)

巻之六

天正十八年(一五九一)

至文禄 元 年 (一五九二)

巻之七

文 禄 二年 (一五九三) 至

慶 長 四 年 (一五九九)

巻之八

慶 長五年 (一六〇〇) 正月

至其年 八月

巻之九 慶 長 五

至 其 年 年 九 八月 月

巻 之 十

慶 長五年九月

至 其年十二月

巻 之 十 慶 長六年(一六〇二)正月

至

十五年(一六10)十二月

慶 長十六年(一六二)正月 巻之十二

## 至十九年(一六一四)九月

慶長十九年十月

至其年十

月

巻 之 : 十 四

慶長十九年十二月

元和元年(一六一五)五月

至

巻之十五

元

和

元

年

五月

至二年(一六一六)四月

烈祖成績(序)

徳  $\equiv$ 烈 徳 駿 参  $\equiv$ 創 東 東 東 袓 府 河 業 照 照 照 Ш 本 ]]] 河 河 成 歴 記 記 後 記 物 記 宮 宮 徳 宮 代 年 績 風 語 年 ]]] 遺 引 記 土 訓 譜 譜 記 用 抄 附 書 尾 目

徳 松 徳 源 畄  $\equiv$ 秀 中 東  $\equiv$ 大 増 流 方 栄 崎 康 興 ]]] 宮 遠 樹 補 Ш 綜 代 記 平 寺 物 原 事 源 紀 追 家 貫 合 蹟 々 記 事 譜 語 記 均 加 戦 記 記 家 忠 記 日 記

信 京 信 浅 人 古 近 織 甲 甲 南 彰 代 都 長 井 乱 行 簡 考 長 田 陽 績 譜 記 軍 記 諸 将 家 南 雑 雑 館 軍 記 軍 譜 鑑 行 録 纂 雑  $\pm$ 見 織 譜 雑 伝 録 行 田 録 略 本本

秀 小 小 小 鈴 安 鳥 細 筑 朝 伊 太 紫 閤 吉 幡 幡 幡 木 倍 居 Ш 鮮 勢 記 譜 景 道 景 重 家 家 系 征 軍 玉 憲 牛 伝 譜 記 憲 好 伝 伐 司 軍 紀 伝 家 記 伝 事 事 伝 記 歴 録

大 大 大 難 難 大 難 和 水 松 藤 平 堂 坂 波 波 坂 坂 坂 本 波 州 野 陣 記 事 記 戦 軍 軍 難 諸 勝 忠 高 冬 記 記 記 波 記 将 成 明 虎 夏 戦 事 軍 行 行 事 記 記 状 状 伝 記

大 若 浪 東 武 秦 鵞 羅 小 渡 亀 木 茶 江 玉 家 曽 湘 峰 Щ 坂 邉 田 花 合 戦 太 盛 路 行 文 文 首 誰 大 原 平 集 集 隅 戦 記 衰 記 記 帳 久 庵 記 記 記 俊 事 事 記 自 記 記

諸 主 諸 諸 播 勇 老 玉 岩 元 前 小 国 义 笠 家 寺 州  $\pm$ 人 滴 淵 寛 車 城 合 原 伝 過 青 雑 隠 夜 日 後 主 忠 話 語 結 去 蓮 言 話 見 録 記 記 帳 寺 集 集 記

点 真 真 文 基 州班 鳩 寺

### 諸 家 文 書 纂

松 平 系 図 大福 草 釜

五 桜

井井

藤

井

増 上 寺 所 蔵 松 平 譜

家 系 义

酒 野 井中 家 譜 本 成 多 瀬 松 安 倍

諸

田菅沼

高武 源 杉 力 田 氏浦

高植 鈴佐久間

浅真大野久。 保

波 戸 田 田

桑

Щ

水

谷

新

荘

保

田

片 倉 奥

平

松

田

北

條

菅

原

阪

崎

堀

大 斯 友 伊 王 野

代 実 録 清 和 紀

Ξ 公 延 卿 喜 補 式 任

明 焦 拾 倭 武 懲 抱 玉 梅 東 総 紀 毖 氏 朴 朝 花 鑑 芥 名 家 計 事 易 子 諌 無 抄 類 叙 録 林 聚 本 諍 任 尽 集 百 末 録 蔵

日十六部

終